

## 【別紙④／業務委託規約】－アクトコール案件－

本別紙④／業務委託規約は、当社の提供するサービスのうち、アクトコール案件に関して、契約条件を定めるものとし、本別紙は業務委託規約（以下「原規約」といいます）第1条（目的）、第13条（個人情報管理）、第15条（秘密保持）、第19条（解除）、第20条（反社会勢力の排除）、第22条（規約の改定）、第23条（合意管轄）を除き、原規約に優先するものとします。

本規約に基づき当社が貴社に業務を依頼し、顧客に提供するサービスは、「会員制駆けつけサービス（会費を徴収し、顧客の住居等における設備不具合等の改善措置を提供するもの）」及び「コールセンターサービス（不動産管理会社からの委託を受け、管理物件の不具合等についての対応依頼の電話を受電し、これに対応するもの）」（以下総称して「当社のサービス」という。）の2つから成るものとします。

本規約の適用対象となる当社のサービスとは、「アクト安心ライフ24」、「アクト安心ライフ24 new」、「緊急サポート24」、「緊急サポート24 new」、「Always」又は「Always\_new」の会員制駆けつけサービス、および「アクシスライン24」「アクシスライン24\_new」のコールセンターサービスを指します。なお、当社が相手先企業に対し相手先企業名ないしサービス名で実施される、上記サービスをベースとしたサービスを受託した場合（以下、「OEM サービス」）についても、これに含むものとします。

### 第1条（定義）

1. 「会員」とは、会員制駆けつけサービスにおける当社のウェブサイトに掲載の「アクト安心ライフ24 会員規約」、「アクト安心ライフ24 new 会員規約」、「緊急サポート24 会員規約」、「緊急サポート24 new 会員規約」、「Always 利用規約」又は「Always\_new 会員規約」（以下、総称して「会員規約」という。）に同意の上、当社所定の加入手続を行い、当社の会員制駆けつけサービスにおける当社業務提携先との間で（アクト安心ライフ24 及びアクト安心ライフ24 new の場合は当社との間で）当該サービスの利用契約を締結した個人（以下「個人会員」という。）又は法人（以下「法人会員」という。）をいう。会員になることを希望する者（以下「会員希望者」という。）は、当該サービスの加入手続を行った時点で会員規約に同意したとみなされる。会員希望者は、当社が、会員制駆けつけサービスにおける当社業務提携先から提供を受けた第6項に定める登録情報を、第7項に定める登録管理システムに登録した時点で会員となる。なお、パートナー店は、OEM サービスについても、当社の会員制駆けつけサービスに準拠したサービス提供を当社の指示に従い行うものとする。
2. 「サービス対象物件」とは、会員制駆けつけサービスの場合は、会員が現場駆けつけ対応の提供を受ける住居として加入手続時に申請した賃貸借等不動産物件をいう。なお、現場駆けつけ対応の対象となるのは、居住用及び店舗用（居住用併用型を含む）物件をいい、コールセンターサービスの場合は、当社業務提携先が指定した不動産物件をいう。

3. 「入居者」とは、サービス対象物件に入居する者をいう。
4. 「利用者」とは、会員制駆けつけサービスにおける個人会員の場合は、会員及びその同居人をいう。会員制駆けつけサービスにおける法人会員の場合は、加入手続時に指定した入居者及びその同居人をいう。
5. 「同居人」とは、会員が当該サービスの加入手続を行った時点で、当該サービス対象物件において会員と同居している配偶者及び3親等以内の者（内縁等これらに準ずる者を含む。）であって、あらかじめ同居人である旨の登録情報がある者をいう。当該加入手続を行った後に新たに配偶者及び3親等以内の者が追加された場合は、会員が当社業務提携先に対して当社所定の方法により届け出ることとし、当社がこれを承諾することによって当該サービスの適用対象となるものとする。なお、同居人としての登録情報及び追加の届出が無い者は当該サービスの対象外とする。
6. 「登録情報」とは、当該サービスを提供する上で必要となる、会員又は入居者の氏名、住所、建物名、連絡先及び同居人の氏名等の情報で、当社業務提携先から当社に提供され、当社が承諾したものをいう。なお、コールセンターサービスにおいて当社は当社業務提携先より個人情報の入手は行なわず、かつ当社のシステムに個人情報の登録を行わないものとする。
7. 「登録管理システム」とは、登録情報、受付内容及び対応履歴等の本サービス提供に必要な情報を管理するための当社のシステムをいう。
8. 「駆けつけ業者」とは、現場駆けつけ対応を行う当社の業務委託先であるパートナー店をいう。
9. 「作業員」とは、駆けつけ業者であるパートナー店の作業員をいう。
10. 「現場駆けつけ対応」とは、本規約において、日常生活上の設備不具合等の解消を図るために、作業員が当該設備不具合等の現場に駆けつけて現地調査や応急処置等を行う対応をいう。なお、現場駆けつけ対応の対価には、当社が依頼するサービス対象物件までの出動と現場における60分間の作業が含まれ、60分間の作業には複数箇所の対応を含むものとする。
11. 「実施要領」とは、当社が現場駆けつけ対応を行う対象となる設備不具合等の基本作業等について定めたものをいう。パートナー店は会員制駆けつけサービスにおいて、原則として実施要領に従い現場駆けつけ対応を行う。なお、実施要領は当社の裁量によりその内容を変更できるものとし、最新の会員制駆けつけサービスにおける実施要領については当社のウェブサイトに掲載するものとする。
12. 「有償作業」とは、現場駆けつけ対応における、作業員の現場到着後60分を超える部分の作業並びに別途料金負担が必要な部材を用いた作業及び特殊な工具や技術等を要する作業をいう。
13. 「追加料金」とは、有償作業を行う場合に必要となる料金をいう。
14. 「指定会社」とは、現場駆けつけ対応を行う対象となるサービス対象物件を取扱う当社の業務提携先である不動産会社（以下「不動産会社」という。）により指定された会社のことをいう。

## 第2条（法人会員）

会員制駆けつけサービスにおける法人会員となることができるのは、法人が、サービス対象物件を社宅等として使用することを目的として、法人名義で加入手続をおこなった場合であつて、かつ、当該法人の役員又は従業員その他の使用人をサービス対象物件に入居させる場合に限るものとする（社宅等1室につき1契約扱いとする）。

## 第2条（適用関係）

本規約は、頭書記載の通り、アクトコール案件において、パートナー店に現場駆けつけ対応を委託する場合に適用される。なお、パートナー店が指定会社である場合は、当社又は当社の業務提携先が運営する会員制駆けつけサービスに関してのみ適用されるものとする。なお、当社が、不動産会社より委託されているコールセンターサービスの一環として、当社が不動産会社に代わって手配代行を行う上で指定会社であるパートナー店に業務を依頼する場合は、その作業内容及び報告、支払金額及び支払方法等の条件については、指定会社であるパートナー店と不動産会社との間で直接交渉及び対応を行うものとし、当社はこれらの過程に関与しないものとする（「作業依頼書」及び「完了報告書」のフォーマットは依頼時に発行しないものとする）。

## 第3条（現場駆けつけ対応の内容）

1. 当社がパートナー店に対し委託する業務は、当社のサービスに付随する現場駆けつけ対応とする。
2. 当社は、現場駆けつけ対応を依頼するごとに、パートナー店に対し当社の専用システム上に掲載又は「作業依頼書」を FAX 又はメール等の方法により発行する（本規約においてコールセンターサービスの一環で指定会社であるパートナー店に手配代行を行う場合には作業依頼書は送付しないものとし、依頼は当社が選択した方法にて行う）ものとし、パートナー店は、当該依頼を受けた場合は、速やかに現場駆けつけ対応の実施者である作業員を差し向け、誠実且つ確実に現場駆けつけ対応を遂行するものとする。
3. パートナー店は、現場駆けつけ対応の実施にあたり、当社からパートナー店へ与えられた裁量を超えた有償作業等を行う必要があると判断した場合には、その旨を直ちに電話等の方法により当社に報告（以下「中間報告」という。）を行い、有償作業等を行うか否かの判断を当社に仰ぐものとする。また、パートナー店は、作業完了後直ちに当社に対し、当社の指定する用紙又は WEB フォーム等の方法で報告（以下「完了報告」という。）を行うものとする。なお、パートナー店が指定会社である場合は、当社に完了報告のみを行うものとし、中間報告を不動産会社に対して行う。
4. パートナー店は、現場駆けつけ対応の実施にあたり、顧客の承諾を得た上で、現場における設備不具合等のトラブル箇所を、当社の指定する方法及び枚数で写真撮影を行い、これを当社又は不動産会社に提出するものとする。
5. 現場駆けつけ対応は、別段の定めがある場合を除いて、前3項に定める事項を全て満たした場合に限り完了したものとする。
6. パートナー店は、やむを得ない理由により現場駆けつけ対応の実施を中断及び中止する場

合、事前に当社の承諾を得るものとする。また、現場駆けつけ対応の実施にあたり現場到着等に遅延が生じる場合、理由の如何を問わず事前に当社に対し報告の上、その後の現場駆けつけ対応の実施につき当社の判断を仰ぐものとする。なお、現場駆けつけ対応を途中で中断及び中止した場合、当社の承諾がある場合に限り、現場駆けつけ対応を完了したものとみなす。

7. パートナー店の現場における作業時間は、現場到着時を起算点として原則として60分間とし、現場到着時点で、顧客が一時不在等の理由により直ちに作業を行うことができない場合でも、当社の指示があるまでは起算点から最大60分間まで現場で待機するものとする。なお、現場駆けつけ対応において、パートナー店は、原則として、作業員が現場に到着した時点时起算点として1回当たり60分間までの実施要領に定める基本作業を行う（コールセンターサービスの場合は当社の指示に基づき行なう）ものとする。

#### 第4条（二次出動等における対応）

1. パートナー店は、会員制駆けつけサービスの場合、一度現場駆けつけ対応を実施した後に、同一案件について、不動産会社又は顧客より改めて現場駆けつけ業務（以下「二次出動」という。）の依頼があった場合、パートナー店は当該不動産会社又は顧客との間で直接、二次出動に係る費用等の交渉及び対応（以下「直接対応」という。）を実施する。なお、当社は二次出動及び直接対応について関与を行わないものとし、かつ一切の責任を負わないものとする。

2. 当社は、前項にかかる直接対応に一切関与せず一切の責任を負わないものとし、当社がパートナー店へ不動産会社又は顧客を取り次いだ場合であっても、直接対応から生じるトラブル等に関する一切の責任をパートナー店が負うものとする。

3. 前2項の規定は、パートナー店が指定会社である場合には適用しない。パートナー店が指定会社である場合の現場駆けつけ対応以外の作業等については、パートナー店が、不動産会社との間の取り決めに基づき対応するものとし、当社は一切の責任を負わないものとする。

4. 前3項の規定にかかわらず、当社が不動産会社以外へ提供している会員制駆けつけサービス及びコールセンターサービスの場合などで、当社が顧客と直接関与しながらパートナー店へ対応依頼を行う場合がある。

5. パートナー店が駆けつけ対応時に当社が指定する部材についてパートナー店の故意又は過失により本規約の目的が達成出来なかった場合は、パートナー店の費用負担で二次出動を行うものとする。

#### 第5条（業務実施上の注意事項）

1. パートナー店は、当社の信用保持に努め、これを傷つけないよう誠実に本規約を履行する。

2. パートナー店は、現場駆けつけ対応を遂行する際に、顧客に接するパートナー店の従業員等の服装、言葉使い、物腰及び態度等に十分留意して、顧客に不快感を与えないようにしなければならない。

## 第6条（現場駆けつけ対応の対価）

1. 当社は、パートナー店の現場駆けつけ対応が完了した場合、パートナー店に対し、現場駆けつけ対応の対価として、当社が別途発行する「料金表」（以下「料金表」という。）に定める委託料（以下「委託料」という。）を支払うものとする。料金表に定めのないものについては、当社パートナー店協議の上で決定するものとする。なお、当社は、パートナー店が原規約第19条各号に該当する場合、又は現場駆けつけ対応の内容等について疑義がある場合には、委託料の支払いを留保又は減額することができる。ただし、下請代金支払遅延等防止法の適用を受けるときは同法の規定が優先するものとする。

2. 当社はパートナー店に対し、当社が依頼するサービス対象物件までの出勤と現場における60分間の作業料金として、出勤1回当たり料金表所定の現場対応料金を支払うものとする。なお、現場対応料金には、パートナー店が現場に到着した時刻を起算点とする60分間の現地調査及び基本作業が含まれているものとする。

3. 当社は、パートナー店による現場駆けつけ対応の実施にあたり、新たに部品代、特殊作業料金、その他現場駆けつけ対応の実施に伴う料金が発生した場合、料金表に従い追加料金を支払うものとする。なお、パートナー店は当社へ部品及び料金表に定めのない特殊作業料金等が発生する場合は、発生の都度事前にパートナー店より当社に対して見積もりを书面（電磁的方法を含む）により提示し、当社が承諾した場合のみ、当社よりパートナー店に対して追加料金を支払うものとする。

4. 前項の規定は、パートナー店が指定会社である場合は適用しないものとする。

5. パートナー店は当社に対し、毎月末日締めで、当月中に現場駆けつけ対応を実施及び完了したものについて請求書を発行するものとする。当社は、パートナー店からの請求書を受領後、その内容を確認したうえで委託料の支払いを決定するものとする。当社は、毎月5日までに到着した請求書については、請求書到着月の末日までに支払うものとし、毎月5日を過ぎて到着した請求書については、請求書到着月の翌月末日までに支払うものとする（支払いに要する費用は、当社の負担とします）。なお、パートナー店は、請求書発行が委託料支払いの条件であることにつき、あらかじめ承諾する。

6. パートナー店が、前項の方法に代えて「当社のシステム」を利用して委託料の支払を受ける場合、毎月末日締めで、当月中に現場駆けつけ対応を実施及び完了し、かつ翌月の2日までに当社パートナー店双方が同システム上で承認したものについて、当社は、当該承認を行った月の末日までにパートナー店の指定口座に委託料を振り込むものとする。翌月の3日以降に上記承認をしたものについては、当社は、当該承認を行った月の翌月末日までにパートナー店の指定口座に委託料を振り込むものとする。なお、上記承認後、当社はパートナー店に対し、支払報告書を発行するものとする。

7. 本規約が解除その他の事由により委託期間の途中で終了したとき、その終了がパートナー店の責めに帰すべき事由によるときは、委託料は発生しないものとする。

8. 現場駆けつけ対応に関連してパートナー店が負担した諸費用(交通費・宿泊費・資料費用等を含みこれらに限られない。)については、パートナー店の負担とする。

9. 当社のサービスについては、原規約第9条、第10条は適用されないものとする。

## 第7条（再委託）

パートナー店は、現場駆けつけ対応の全部又は一部を、当社の書面（電磁的方法を含む。）による事前の承諾無く第三者に委託してはならない。なお、パートナー店は、当社の承諾を得て第三者に現場駆けつけ対応を委託する場合、当該再委託先に対して、本規約に定めるパートナー店の義務と同様の義務を負わせるものとし、再委託先の責に帰すべき事由により当社に損害が発生した場合は、再委託先と連帯して当社に対して損害を賠償するものとする。

## 第8条（改善要求）

1. 当社は、パートナー店に対し、パートナー店が実施した現場駆けつけ対応の品質および水準が、現場駆けつけ対応に通常求められる程度の品質及び水準よりも低いと判断した場合、若しくはパートナー店の行った現場駆けつけ対応に起因して顧客からクレームが発生した場合、又はパートナー店が本規約（これに付随して締結した契約を含む）に違反した場合、改善を要求することができるものとする。パートナー店は、当社から改善を要求された場合、これに対応するものとする。

2. 当社は、パートナー店が現場駆けつけ対応の全部又は一部を第三者に再委託した場合、当該第三者の実施した現場駆けつけ対応をパートナー店が実施したものとみなし、パートナー店に対し、改善を要求することができるものとする。なお、パートナー店は、本項に基づき当社から改善要求を受けた場合、当該第三者へ改善を要求するものとし、改善が行われるまで当該第三者への再委託を停止する。また、一定期間経過後も当該第三者に改善が認められない場合は、当社はパートナー店に対し、当該第三者への再委託を禁止する。

## 第9条（契約不適合責任）

パートナー店の遂行した現場駆けつけ対応の内容又は結果が、現場駆けつけ対応に通常求められる程度の品質及び水準に適合していないと当社が判断した場合、当社はパートナー店に対し、パートナー店の負担において、再度現場を訪問し当社の指定する作業又は対応を行うことを求めることができるものとし、パートナー店はこれに従う。

## 第10条（クレーム対応）

パートナー店は、自ら実施する現場駆けつけ対応について、顧客からパートナー店の責に帰すべき事由によるクレーム等があった場合、自らの責任と費用で解決にあたるものとする。

## 第11条（パートナー店の義務）

1. パートナー店は、第三者への損害賠償責任を担保するため、自らの費用負担をもって、請負業者賠償責任保険等必要な保険に加入する。

2. パートナー店は、本規約における委託業務の遂行の過程で文書等を作成し、又は第三者から取得したときは、速やかにこれを当社に報告しなければならない。なお、パートナー店は本規約が終了したとき、必要資料等及び必要資料等の複製物が本業務の遂行上不要となったと

き、又は当社が要求したとき、当社の指示に従い、当社から提供された資料等及びその複製物を当社に返還又は当社の指示に従った処置を行うものとする。

3. パートナー店は、利用者等顧客の個人情報に記載された文書の原本について、文書作成後6か月間パートナー店の責任において第12条の規定に従い適正な保管義務を負い、期間経過後に廃棄を行う。なお、パートナー店は適時当社の求めに応じて書面（電磁的方法を含む）により保管及び廃棄に関する証明書を発行するものとする。

#### 第12条（知的財産権等の帰属）

1. 本規約に基づき当社の提供するサービスに係る知的財産権は、当社に帰属する。
2. 成果物について生じ又は本規約に基づく業務遂行の過程で生じる発明、考案又は創作について、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権等の知的財産権を受ける権利及び当該権利に基づき取得される知的財産権は当社に帰属する。
3. 当社及びパートナー店は、当社のサービスが、第三者の知的財産権を侵害するおそれがあることを知ったときは、速やかに相手方にその旨を通知するものとする。

#### 第13条（不可抗力による解約）

天災地変、戦争、内乱、暴動により本規約上の債務の全部又は一部が履行不能となった場合において、本規約のうち、履行不能になった債務及びこれに対応する債権に係る部分については解約されたものとみなす。

#### 第14条（相殺）

1. 当社は、双方の債務の弁済期の到来の前後にかかわらず、本規約若しくはこれに付随し締結した契約上又は本規約等に関連して当事者が相手方に対して負う金銭債務と、相手方が当事者に対して負担する金銭とを対当額にて相殺することができる。
2. 当社は、当事者グループ会社（当事者及び当時者の親会社（当該親会社の財務及び事業の方針の決定権を有し、間接的かつ最終的に当事者支配する会社を含みます。）並びにそれらの子会社・関連会社の総称をいいます。以下同じ。）が相手方に対して債務を負担している場合、相手方に対して通知をすることにより、当事者グループ会社の相手方に対する債務を当事者が併存的又は免責的に引き受け、当社が本規約に基づき相手方に対して有する債権と対当額にて相殺することができるものとし、パートナー店は、あらかじめこれを承諾する。

#### 第15条（損害賠償）

パートナー店は、本規約の履行又は不履行に関して、自己の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、自らの費用と責任において解決にあたるものとし、相手方には一切迷惑をかけないものとする。

#### 第16条（不可抗力免責）

1. 地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、重大な疾病、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令・処分その他の政府による行為、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、その他不可抗力又は相手方の指示・説明等に起因する本規約の全部又は一部（金銭債務を除く）の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わない。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回復するための最善の努力をする。

2. 前項に定める事由が生じ、本規約の目的を達成することが困難であると認めるに足りる合理的な理由がある場合には、当社パートナー店協議の上、本規約の全部又は一部を解除できる。

#### 第16条（適用期間）

1. 本規約は本規約への同意日から1年間有効に当社およびパートナー店に適用されるものとする。

2. 本規約の適用の継続を希望しない場合は、その当事者は、相手方に対し、適用期間満了の3か月前までに申し出なければならない。この申出がないときは、自動的に本規約の適用期間は1年間同一条件をもって延長するものとし、その後も同様とする。

#### 第17条（中途離脱）

当社又はパートナー店は、前条の適用期間内といえども、書面により3か月の予告期間を設けたうえで本規約の適用から離脱することができる。をなお、かかる離脱は、原規約自体の効力を否定するものではない。

#### 第18条（契約終了後の処置）

1. 当社及びパートナー店は、本規約が終了したときは、互いに既に確定した債権債務について、速やかにこれを精算するものとする。

2. パートナー店は、本規約が終了した場合、直ちに当社に事務を引き継ぎ、当社より貸与された物品又は預かり保管中の物品、書類等があるときは、これを直ちに当社に返還する。

3. パートナー店は、本規約が終了した場合、当社の商標等を使用するなど、当社の業務を受託しているものと第三者に誤認されるような行為をしてはならない。

4. 第9条（契約不適合責任）、第12条（秘密保持）、第12条（知的財産権等の帰属）、第15条（損害賠償）、本条、第19条（禁止事項）の規定は、本規約終了後もなお有効に存続するものとする。

#### 第19条（禁止事項）

1. パートナー店は、相手方の書面による事前の承諾がない限り、本規約の当事者たる地位又は本規約から生ずる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保権を設定する等一切の処分をすることができない。

2. パートナー店は、事前に当社の書面による承諾を得ない限り、当社から提供された資料等

を複製又は改変してはならない。

#### 第 20 条（規約の変更）

本規約は、サービス運営上の理由その他の合理的理由に基づき、その一部ないし全部を変更することがあります。この際、軽微な変更については、当社からの通知をもって、所定の期日に変更の効力が生じるものとします。パートナー店の権利義務その他重要な内容を変更する場合、ないし規約そのものを廃止する場合には、原則として当社とパートナー店との間で書面を作成し、双方が押印することによって、変更の効力がパートナー店に及ぶものとします。ただし、業務運営上やむを得ないと認められる場合（たとえば、契約条件の一律の変更であって、特定のパートナー店との契約内容を変更するものではなく、かつ、内容がパートナー店にとって著しく不利益ではないなど、パートナー店の利益を不当に害さない場合をいいます）、当社からパートナー店に対し、変更内容を通知の上、同意書の提出を求めることで、これに代えることがあります。

#### 第 21 条（法令遵守）

当社及びパートナー店は、本規約に基づく業務を遂行するにあたり、関連する法令を遵守するものとする。

#### 第 22 条（準拠法）

本規約の有効性、解釈及び履行については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

#### 第 23 条（通知義務）

パートナー店は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方にその旨を通知するとともに、関係諸官庁への届出及び申請等も遅滞なく処理しなければならない。

- (1)法人の名称又は商号の変更
- (2)代表者の変更
- (3)本店、主たる事業所の所在地又は住所の変更
- (4)組織、資本構成の変更(合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡、議決権の 3 分の 1 以上の株式の変動)
- (5)その他経営に重大な影響を及ぼす事項があるとき

#### 第 24 条（協議事項）

本規約の解釈に疑義が生じ、又は定めのない事由が生じたときは、当社およびパートナー店と誠意をもって協議しこれを解決するものとする。

#### 第 25 条（従前の契約関係）

1. 本規約への同意以前に、パートナー店が当社（2022年10月に株式会社アクトコールと合併する前のジャパンベストレスキューシステム株式会社）および株式会社アクトコールの双方と契約をしている場合、株式会社アクトコールとの作業委託契約（その名称のいかんを問わない）は、すべて失効し、本規約が当社とパートナー店との唯一の合意文書となる。
2. 本規約への同意以前に、パートナー店が当社（2022年10月に株式会社アクトコールと合併する前のジャパンベストレスキューシステム株式会社）と作業委託に関する契約を締結しており、かつ、株式会社アクトコールとかかる契約を締結していない場合、本規約への同意をもって、従前の契約に、本規約の内容が付加されるものとする。
3. 本規約への同意以前に、パートナー店が株式会社アクトコールと作業委託に関する契約を締結しており、かつ、当社（2022年10月に株式会社アクトコールと合併する前のジャパンベストレスキューシステム株式会社）とは係る契約を締結していない場合、従前の作業委託に関する契約は失効し、本規約が当社とパートナー店との唯一の合意文書となる。
4. いずれの場合も、当社とパートナー店がサービスの提供に関する契約を締結している場合、サービスの提供に関する契約は失効しなしないものとする。

以上

制定2023年6月1日